

Title	ソヴェート租税政策概説
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1933
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.27, No.10 (1933. 10) ,p.1393(1)- 1431(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19331001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19331001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

# 株式會社 東洋軒

麴町區有樂町一ノ一〇 三信ビル内

電銀座  
三三三三  
四〇八五  
七六六七  
七八二四

## 東洋軒支店

□新橋驛階上  
電話銀座 四七〇

□帝國劇場内

□新橋演舞场内  
電話銀座 二、七二八

□列車食堂東京事務所  
電話九ノ内 一、六六三

□赤坂三會堂内  
電話赤坂 一七

□赤坂錦水  
電話赤坂 九二二  
一四二一  
一七一

## 三田學會雜誌 第二十七卷 第十號

### ソヴェート租稅政策概說

高木 壽一

ソヴェート財政は社會主義建設を目的とするソヴェート計劃經濟の重要な一部分をなす。新經濟政策以後の段階に於ては、資本主義的手段が目的達成のために利用される。租稅、殊に貨幣的租稅は資本主義的手段であるから、其が如何に利用され、またソヴェート經濟最近十年間の發展につれて如何なる變化が生ぜざるを得なかつたかと云ふことを以て本文の主題とする。即ち一九二一年の新經濟政策採用による現物稅の施行より一九三〇年の稅制改革までのソヴェート租稅政策・制度の概說である。

戰時共產主義時代のソヴェート財政の重要財源は紙幣發行と更に一層重要なものとしては食糧強制徵發の制度

があつた。此財源を基礎として國家は軍隊を養ひ、労働者に給與し國家機關の運用に必要な生産物を供給し、亦農民に對しては工業品を供給した。一切の政務、すべての國家及び地方公共機關による生産物の供給は貨幣の支拂なく無償で行はれた。斯る場合には生産及び消費等に對する課税は無用のことであり、其貨幣廢止の目的のためには金納税を維持することは無意義のことで又多く不可能ともなつた。社會主義が完成して一切の生産手段と労働力が國家の計畫によつて分配される時には貨幣の必要はなくなる。貨幣經濟の廢止は必然同時に貨幣的租税制度の廢止に導くのであるから、遂に一九二二年二月三日に租税の徵收は全廢せられるに至つたのである。

之は新經濟政策への轉換の直前のことであつた。然し之等一切の戰時共產主義の諸政策は經濟的建設には全く適當でなかつた。之は戰時共產主義の結果に於て貧困、經濟的紊亂、生産諸力の衰微が増大したことによつて明白である。(アイヘンバリツド)

新經濟政策への轉換(一九二二年三月)の目的は資本主義的手段方法を利用して生産力の増進を計り社會主義建設の基礎を作ることにある。新經濟政策の第一の形態は穀物強制徵集に代はる現物税の施行である。此現物税について當時レーニンは次の如く述べて居る。(レーニン、新經濟政策、山川均譯第一篇第四篇)「農民の生産力を高める重要政策を即時に行ふことは最も必要である。然るに之は食糧供給の政策に重大なる變更を加へないでは實行することが出来ぬ。そして斯のような變更とは、農産物に對する現物税の賦課による穀物の供給を以て從來の徵收に代へ、租税を納めた残余は少なくとも地方的の範圍に於ては自由賣買を許すことである」。…戰時共產主義は戰爭と荒廢

とのために吾々がよぎなくされたものであつてプロレタリアの經濟的任務に相當した政策でもない、またあり得ないものであつた。それは一時的の手段であつて小農國にその獨裁を樹立したプロレタリアの眞實にして唯一の正しい政策は農民に必要な工業生産物と與へて穀物と交換することである。斯のような食料政策こそプロレタリアの任務に相當した唯一の政策であり斯やうな食料政策こそ社會主義の根柢を鞏固にし社會主義を完全な勝利に導びき得るものである。現物税は斯やうな政策への推移である。…一九二〇年の凶作の結果として生産の減少が極度に甚しくなつたことは、この推移を焦眉の必要ならしめた。なぜならば大工業の急速に復興する可能が全然ないからである。先づ第一に必要なことは農民の狀態を改善することである。現物税と、農業と工業との間の交易の發展と、小生産の發展とはその手段である。(現物税について、邦譯二八一—三〇、七二頁)…又曰く「吾々の根本的の任務は大工業の復興である。けれども或る程度まで眞面目に組織的にこれに着手するためには小工業の復興が必要である。吾々は本年及び昨年中に大工業復興の事業に大なる障害を受けなければならなかつた。一九二〇年の秋と冬には二三の最も重要な大工業の部門は運轉を初めたが再び休止しなければならなかつた。また労働力と原料とを充分に供給する望みのある工場も停止の状態となつた。何故であらうか。なぜならば吾々は充分な生活資料と燃料とを供給することが出来なかつたからである。」(現物税の問題に就いて、邦譯一六六頁)…大工業の復興のために「生産基盤を作るこの任務を果たすためには農民と小財産所有者とに對する關係の適當な形態を發見しなければならぬ。然るに現物税を外にしては適當な形態がない。何人もこれ以外の形態を提案し得たものはない。またこれ以外の形態

は考へ得られない。

そこで今後は人々はこの任務を實際上に遂行しなければならぬ。即ち現物税を正當に調整することである。人々は現物税を徴發と同じ方法によつてはあるが更に遙かによりよく調整して實行しなければならぬ。徴發の場合には或る場所では標準額の二倍も三倍も徴發せられてゐるに拘らず穀物を隠匿した他の場所では會つて標準額に達したことがないといふようなことが行はれてゐた。その結果として最も正直な最も勤勉な農民が最も多く苦しみ、高利貸と怠け者とが却つて勝利を得る場合が屢々であつた。この爲めに安定した經濟關係を立てる機會が悉く失はれてゐたのである。同じく現物税も個々の農民に對する賦課の一方ではあるが異つた遣り方で徴發しなければならぬ。吾々は躊躇なく農民の地位を直ちに改善しなければならぬ。

地方職員は次の如き任務を果さねばならぬ。即ち一方には現物税を完全に徴發すること他方には最短期間に徴發することである。…若し吾々が租税徴發の施行を規定よりも延期したならば農民は不平を抱き吾々が欺いたと云ふのである。なぜならば剰余の穀物を處分する自由が實際に與へられないこととなるからである。そこで租税の徴集は迅速に濟ませ徴税者は何時までも農民に係はらないようにすることが必要である。これは收穫から租税の全部残らずの徴收までの期間を短縮すれば出來得ることである。(現物税の問題に就いて、邦譯一七二、三、四頁)

## 二

此新經濟政策によりてソヴェート經濟内に資本主義的要素が復活することになり、其後のソヴェート經濟に於ける經濟政策・財政政策或は貨幣・信用・商業等すべての經濟現象は、ソヴェート經濟が社會主義的要素と資本主義的要素より構成されて居ると言ふ「ソヴェート經濟の二重性」を反映し且つ其後の社會主義部分の擴大と共に次第に其性質を變更する。租税政策は其最も明瞭な一例である。

食糧供給政策の變化は國家の全經濟政策の變化を伴はざるを得ず又極めて短期間に國家の經濟的構成に急激なる變化が生ずることとなつた。

斯くして市場經濟へ復歸の必要前提條件の一は私人の貨幣所有を合法化することであるが、同年八月までには國內流通貨幣所有の合法化が完成された。

貨幣經濟への復歸には安定したる通貨を得ることを即ち貨幣制度の確立を必要とするが、それには國家の紙幣發行を停止せねばならない。之は戦時共產主義時代の貨幣政策とは全く方向を異にする。貨幣は資本主義的手段ではあるが、安定したる通貨なくしては、之を利用せずしては、社會主義建設の過渡期に於ける經濟的發展は不可能であると考へられるに到つた。

従つて財政収入の増加を計ることによりて紙幣發行の必要を除くためには、貨幣的租税を徴收し、國家公共機關による給付に對して無償主義を捨てて支拂制度を設立し、又國家企業収入の増加を計ることを以て其政策とせざるを得なかつた。

貨幣的租税(金納税)の徴収は先づ商業營業税の形態に於て始められた(一九二二年六月全露中央執行委員會の決議による)。しかも貨幣經濟の、就中營利的商業の復活は僅かに其緒に就いたばかりであるから其租税も極めて原始的形態のものであり、且つ一度廢止された徴税機關の再設の困難を控へ、此直接税の収入は全く少額であつたと云ふ。

而して新經濟政策後の租税制度の再建設に當つて直接税と間接税と何れを可とすべきかが問題とされた。十月革命後、ブルジョアジーの完全なる收奪、土地の社會化・銀行の國有化・内外債の破棄其他多くの社會的經濟的手段によつて都會及び農村人民の大私有財産を消滅せしめた。私的資本をソヴェート國家の手に移したのであるから都鄙を通じて人民の經濟的地位について著しき平等化が行はれて居た。

従つて假令資本主義的方法を用ひて租税制度を設定しやうとしても、所得課税財産課税等によつて多くの収入を期待することは出来ない。同時に人民各自の所得が平均化されて居るとすれば、間接税も決して逆進課税の弊害を現すことがないし且つ間接消費税は徴税技術上の便宜が極めて大である。

故に國家の緊急の必要に應ずるため先づ葡萄酒、ビール、煙草、マッチ、酒精、鹽、砂糖、茶、コーヒー、石油蠟燭、イースト等の物産税が課税され、又直接税としては一般市民税(人頭税)・賦役金納税が設定せられた。一九二二年十一月には所得・財産税が制定された。一九二二年に新設されたる租税は其種類二十五種に上り其中五種のものが直接税であると言ふ。其等多數の新設租税は消費税人頭税を始めとして其課税の範圍の廣きことにより人民

一般殊に農民の貨幣に對する必要を生ぜしめることによつて生産物の市場搬出を促し、貨幣經濟復活を促進する一原因となつた。國税制度と共に地方税制度も亦再建せられたが其等の収入は未だ一九二二年の國家地方財政の収入に於ては極めて僅かの部分を占め、即ち同年一月より九月までの年度に國家及地方財政の貨幣的租税収入は總収入の三%以下であつた。公企業財産の貨幣収入を合しても一五%以下であり、總収入の八五%以上は實物収入及び紙幣發行による収入であつた。戰時共產主義下の自然經濟的狀態より貨幣流通經濟への復歸は急速には行はれず約三ヶ年を要したのである。

一九二二年後半期より國家企業の商業化が行はれ國家事業間の一切の經濟關係を國家豫算より切離して貨幣支拂の基礎に置いたことは、貨幣的租税の設定と相俟つて新經濟的組織の建設を促進するものであつた。然し其成功に欠くべからざる「通貨の安定」と云ふ條件が未だ備はつて居らない。

其目的のための第一の手段は一九二二年設立の國立銀行が銀行券チエルヴォネツツを發行することであつた。チエルヴォネツツ發行方法及び其後の經過の説明は茲に省略するが、政府紙幣たるソヴェート・ルーブルと確實なる準備を有する銀行券チエルヴォネツツの二種の貨幣の流通する制度を整理改革して通貨の安定を計ることはソヴェート經濟發展のために必須の條件として要求された。しかし其改革を成就するには國家がソヴェート・ルーブル紙幣の發行を停止せねばならないが、其ためには先づ次の如き財政手段を必要とした。即ち其當時未だ其一部分が現物税であつた農業税を改善して其全部を金納税に改めることと、豫算の不足を著しく減少せしめること等であ

る。

現物税として生産物を農民より徴發する農業税の生産物の價額は三億金ルーブルに上つたと云ふ。若し之を金納税に改めたとすれば同額の生産物が市場に搬出されることとなり農民の取引行爲を盛んにしてソヴェート・ルーブルに對する需要を増加せしめ、其價値下落を抑止することが出来やう。反之現物税を續け且つ巨額の紙幣増發を續けることは國家が其貨幣の收受を拒んで居るに等しい。且つ其現物税は一定種類の農産物畜産物、専ら穀物を以て賦課せられたがために、農業生産が全部門に亘ることを妨碍して居つた。加之、現物税の徴集費が極めて多きに上り時には其収入の五割にも達したと云はれた。

斯る事情の下に現物税の改革の必要は認められたが、其の手段は穀物公債の形態に現はれたのである。

第一次穀物公債は一九二二年五月に發行されたが、其は一九一八年の公債破棄宣言後の最初の公債である。其期限八ヶ月の短期公債であつて、公債額面は穀物貨幣を以て記載され其價格は穀物價格と共に變動する。發行總額は穀物壹千萬プードで各公債は満期日に公債所有者にライ麥一プードを與へるものであつた。公債の發行價格はソヴェート・ルーブルを以て其穀物の當時の市場價格よりも五分だけ低く定められた。其穀物公債の特徴の一として一九二二年秋の現物税納入に就ては法貨として收受されることにしたのは極めて重要な點である。此現物公債の方法により農業税の現物税としての性質に變化を與へ、併せて農民をしてソヴェート政府の公債に習熟せしめやうとしたのである。

新經濟政策への轉換後に僅かの貯蓄をなし得た者は穀物公債に投資することによつて、ルーブル紙幣の價値下落の危険を免れることが出来た。農民は其を以て納税に代へる便宜があり、即ち農業税を現物税たらしめるか金納税とするかの選擇の途が開かれることになる。都市に於ては其公債の買入れによりて食糧の不足に苦しむ危険を除くことが出来た。其償還を保證するために穀物準備と壹千萬金ルーブルの金準備とが特別基金として設けられた。

此第一次穀物公債は多大の成功を収めた。總額壹千萬プードの中に於て六百三十萬プードは現物税支拂として還り、約二百萬プードが満期に到つて支拂要求を提示せられ、残りの百七十萬プードは政府の各部に於て俸給賃銀に當てるために分配された。此成功に刺戟されて翌二三年三月第二次穀物公債を一層大規模に計畫し總額壹億プードを發行し同じく成功を収めた。其大部分は農業税の納入に當てられ之によつて農業税は金納税となることを一層促進した。現物公債としては一九二三年十一月の砂糖公債があるが其重要性は遙かに前者に劣るものであつた。此三者は共に國家信用を高めることに貢献した。

又一九二三年五月十日の布告により單一農業税が施行されて従來農村に於て課せられたる殆どすべての租税を此新税に包含された。此租税の五分の二は貨幣を以て收受することとされたのであるが更に翌二四年よりは其單一農業税のすべてが金納税と改められて現物税が消滅した。一九二三年に於ける之等の租税制度の改正、穀物公債の發行と共に經費の節約を行つて紙幣發行の必要額を一ヶ月千五百萬金ルーブルに止めることに成功した。同時に國際貿易状態が順であつて、一億ルーブル以上の受取勘定超過となり國內に於ける産金増加と共に外國貨幣保有高の増

加があつた。斯くして一九二四年には貨幣制度改革の必要條件は備はつて居つたと云へる。  
 新國庫券の發行によるソヴェート・ルーブルの整理を以て行はれた一九二四年の貨幣改革の成功によりて全通貨制度が統一されることとなり、ネップ採用後貨幣流通經濟の再建設は第一段を完成したるものと云へやう。斯くして財政政策殊に此貨幣經濟を基礎とし又手段としてソヴェート財政は一九二四—五年度より秩序的計畫をなし得るに到つたが、如何に社會主義財政政策殊に租税政策の特徴を現はして居るか。

三

ソヴェート國家財政の會計年度は十月一日に始り翌年九月末日を以て終るものであつたが、一九三一年よりは一月一日に始まり十二月末日に終ることに改められた。

一九二四—五年度に就て其租税收入の構成を觀るに次の如く示されて居る。(Haensel: Finanz- und Steuer verfassung der UdSSR. S. 24.)

一九二四—五年度	
(一) 直接税	
イ 單一農業税	三三二〇〇四 (千ルーブル)
ロ 營業税	一五七三〇八
ハ 所得税	九四二九〇
	一一・三%

ニ 地代税	二七〇八	〇・一	
ホ 特別市民税	一四五四二	〇・五	
ヘ 超過收益税	—	—	
ト 其他諸税	三五九	〇・〇	
直接税合計	六〇二二一	二〇・五	
(二) 間接税			
イ 消費税	五〇七八〇六	一七・三	
ロ 關稅	一〇二九三一	三・五	
間接税合計	六〇九七三七	二〇・八	
(三) 手数料			
印紙收入	九八八七〇	三・三	
其他手数料の公課	一九四三五	〇・七	
手数料合計	一一八三〇五	四・〇	
租税收入合計	一三二九二五三	四五・三%	
租税外收入	一六〇五九五一	五四・七%	
直接税と間接税の割合は手数料收入を前者に合算しても年々間接税を占める部分が多い。即ち			
一九二五—六年	一九二六—七年	一九二七—八年	
直 接 税	四四・四%	四四・〇%	四三・〇%

新經濟政策の下に於ける租税政策は國家の階級政策の一部をなすものであるが、其は殊に直接税制度を通じて現はれて居る。直接税の基礎となつて居つたものは農業税、所得税、營業税である。更に高度の累進課税による超過収益税、相續税がある。

例へば農業税は直接税の中に於て最も其収入が多いのであるが、其構成はソヴェート國家の貧農、中農、富農に對する政策を具體化して居る。農業税を全體として見れば農民の利益尊重の必要が間接税に對する直接税収入の割合を少なからしめて居る。

ヘンゼルの示す所によれば一九二五年度の租税負擔の分配に於て農民の各一人當り所得に對する租税負擔は九%であり労働者は二二・六%、商業業者は二六・一%、家屋所有者は二四・九%に當ると言ふ。(Haensel: S. 22.) 即ち直接税制度は、國家に収入を調達する目的と共に、累進課税によつて都市の資本家及び農村の富農に於ける個人財産の蓄積を制限し、社會各階級間の國民所得再分配の目的を有するのである。

間接税も亦資本主義國に於ける間接税とは性質を異にする。ソヴェート國家内の富の所得の分配が比較的平均化されて後には其弊害たる負擔の逆進性が少ない筈である、且つ直接税とは程度を異にするが間接税に於ても課税貨物の種類によつて差別課税をなし又價格統制に關する政策と併せて間接税の弊害を除くことが出来る。加ふるに一般大衆の負擔による間接税の豊富なる収入は其等の人々自身の利益のための經費に充用せられるのであるから必ずしも間接税を否定すべき理由はないのである。

四

直接税に屬するものとして (1) 農業税 (2) 所得税 (3) 營業税 (4) 超過収益税 (5) 地代税 (6) 相續税がある。

**●●●●●●●** 單一農業税 一九二四年一月一日より現物納税が廢止せられて後一九二五年を通じて此農業税は漸次輕減せられたが更に根本的なる改革の行はれたのは一九二六年度に於てであり、一九二七年四月の農業税法に現はれたる租税政策は最も特徴あるものである。

階級的政策を明確に適用するために農村人民を貧農、中農、富農の三階層に分ちて差別課税を行ふ。貧農は二デシャチン以下の土地を有するもの、中農は二乃至八デシャチン、時には十デシャチンまでを有するものにして通常労働者を雇傭せざるものを云ひ、八デシャチンを超ゆる土地を有するものを富農とした。單に耕作地面積のみを基準とせず放牧地、家畜、農具、建物、非農業的副収入をも考慮し、各地方の一定収益率によつて農業収入を評價して課税所得を決定する。一人當り課税年所得二〇ルーブルに對して二%の税率を適用し所得額の増加と共に累進税率を以て課税し二〇〇ルーブルを超ゆる所得に對して二五%の税率を適用した。

要は此三階級に對する租税政策が貧農には繼續的積極的なる支持を求め中農とは同盟關係を結び、富農に對して鬭争態度をとるソヴェート國家の基本的方針を現はして居ることである。一九二六―七年には農村人口の中に於て



富農は其十分ノ一を占め、中農は約二分ノ一を貧農は三五乃至四〇%を占めたと云ふ。従て新經濟政策後數年間に有力となれる富農に對する重課の目的を以て、農業税は其後の變遷に於て益々其所得税に類する性質を著しくし税率の累進を高め、財政收入の許す限り貧農に對する負擔の軽減をなさうとして居る。

一九二六―七年には農村人口の二割の上層階級が農業税の約半分を負擔して居り、貧農約六百萬戸即ち約四分の一は免税されて居たと云ふ。一九二九年二月の法令によつて農村人口三五%即ち八百五十萬戸の貧農に對する農業税賦課全免が企てられた如きも階級的政策的の明白な表現である。

所得税、大戦前のロシアには所得税は存在しなかつたのであるが、此所得税に關する政策も亦ソヴェート政府の租税政策の特徴を示すもの一つである。

人頭税に代つた一九二二年十一月以來の所得・財産税は一堺の自然人、法人に課税(非經濟的團體、國家共同團體企業を除く)するものであつたが、一九二三年及二四年の所得税法によつて根本的改正を行はれて所得税に變化し、二五年には所得税を四種の所得に分類する比例的所得税と累進的綜合所得税に區別されたが、更に一九二六年に多大の修正を加へられて累進税のみとなつた。一九二六年の改正前の比例的類別所得税は次の如きものであつた。

(1) 労働者及使用人にして月收賃銀七五ルーブルを越へるもの、税率は例へば月收七五―一〇〇ルーブルのものに三・六〇ルーブル、月收一〇〇―一五〇ルーブルのものに七・二〇ルーブル、月收一五〇ルーブルを越ゆるものに一五ルーブルを半年毎に課税し、月々同一率を以て源泉控除する。

(2) 手工業者、家内工業者自由職業者等の獨立労働所得を傳るものに課税するが。其税率は所によつて異つて定められた。モスコ、レニングラードに於ては半年毎に六ルーブル乃至二一ルーブルであり他の所に於ては之よりも低いと云ふ。

(3) 商工業、建物、資本による財産所得其他の労働によらざる收入に對して前者(2)の如くモスコ、レニングラードにては九ルーブル乃至二三七ルーブル及び他の地方に於ては之よりも低率である。

(4) は商工業の會社企業が含まれる。  
綜合所得税は半年の所得が三〇〇ルーブル(地方により五〇〇ルーブルまで)を越ゆるものに、又労働者使用人には二二〇ルーブル(同上)一五〇〇ルーブルまで(を越ゆるものに累進税率を以て課税される、例、五〇〇ルーブルまで一〇ルーブル、五〇〇―一六〇〇ルーブルに一六ルーブル、六〇〇―一八〇〇ルーブルに二四ルーブル、の如く累進して最高税率は八〇〇〇ルーブルを越ゆる所得に一五〇〇ルーブル、其より一〇〇〇ルーブルを増す毎に三〇〇ルーブルづゝを課税する。之等の所得税は農業所得を收得するもの及び農業税を課税されるものには適用されないのである。従て、所得税は都會に於ける私的資本の蓄積を制限する目的を有し農村に於ける農業税と同一の職能を遂行するものである。

一九二六年の所得税法改正では累進税のみとなした。尙ほ所得の種類を三種に大別して居るが、最も輕課されるのは被傭労働者・使用人であり、續いて手工業者・家内工業者・自由職業者で、最も重課されるものは商工業の事業主、

株主、其他の不勞所得收得者である。最高税率のみを示せば、勞働者・使用人等に就ては年所得二四、〇〇〇留<sup>ルブル</sup>を越ゆるものに其超ゆる部分の三〇%と四三六〇留。手工業者・家内工業者等に就ては年所得二四、〇〇〇留を越ゆるものに其三五%と五、七六六留。不勞所得者に就ては二四、〇〇〇留を越ゆる所得に其超過部分の四五%と七四六〇留を加へたるものを課税する。更に之に地方附加税が二五%を加へることによつて一層重課されることになる。一九二六—七年度に於ける此所得税の納税者數及び其種類によつて負擔の分配状態を見るに次の如くであると云ふ。

所得の種類	納税者數	%	課税所得額 (十億ルブル)	%	納税額 (百萬ルブル)	%
1 勞働者使用人	七七五、〇〇〇		四九・三	一・二	四三・五	一三・五
2 獨立勤勞所得者	四一八、〇〇〇		二六・五	〇・五	一九・〇	一八・〇
3 不勞所得者	三八〇、〇〇〇		二四・二	〇・九	三五・五	一〇・五
總計	一、五七三、〇〇〇		一〇〇・〇	二・六	一〇〇・〇	一三六・五
更に此(3)不勞所得者の階級に於ける所得の分配・所得税の負擔分配状態は次の如く示されて居る。						
年所得額	納税者數	課税所得 (百萬留)	納税額 (百萬留)			
1、〇〇〇留以下	一一四、〇〇〇	九三・〇	二・六			
1、〇〇〇—五、〇〇〇留	二一八、五〇〇	四八〇・〇	二九・四			
五、〇〇〇—一〇、〇〇〇留	二八、〇〇〇	一九〇・〇	二七・〇			
一〇、〇〇〇—二〇、〇〇〇留	七、五〇〇	九七・〇	二二・三			

110,000留以上	11,000	70.0	24.0
總計	380,000	930.0	105.3

(Soviet Policy in Public Finance p. 174)

右二表に依て觀れば所得税収入の大部分(七六・八%)が不勞所得者によつて納付せられ、しかも約四四%が約九千五百人によつて負擔されて居ることを知る。之等は所得税政策によつて都會に於ける大私有財産蓄積制限の目的を以て大所得重課をなして居る結果を表はすものである。

營業稅 新經濟政策採用後の最初の金納税であつたが(一九二二)、其後再度の修正を経て、二六年所得税法改正と共に新營業税法を施行した。營業稅は營業免許税と賣上取引税とより成るが、之等の租税にも亦階級的政策が加味せられて私的資本に重課し、國營企業・協同組合企業には著しく輕課して居る。

營業免許税はすべての商工業企業が營業を行ふための免許を得るために課税されるのであるが、其税率は商業と工業とに就て異なり、且つ商業については六階級に、工業については十五階級に種別して税率を高め、更に其所在地域によつて異なる。モスコイに於て最高であり、他の地方を五分してそれぞれ低率を以て課税される。(Haensel: s. 30-32. Anlage 2.)

取引税も亦すべての商工業企業に其取引高に應じて課税される。卸賣營業・小賣營業・工業經營の各々につき、また其取扱貨物の種類に従て生活必需品よりも奢侈品に高率の税率を適用するが、すべて公營企業・組合企業は私的企業よりも輕課される。其構成は極めて複雑であつた。(Haensel: Anlage 3. 参照)



の稅法によつて整へられたのであるから其を以て説明する。

商工業會社事業については、年々其々の種類の事業についての「正常收益」を豫め決定し、其收益基準額を超過する部分を課稅標準として累進課稅する。其課稅標準は其超過額の金額と、正常收益に對する其割合(%)の兩者によつて決定される。稅率の最低なるものは課稅標準たる超過收益額一千留までにして正常收益額に對して一〇%以内の場合に六%であつて、最高稅率は超過收益額二萬留を超え正常收益額に對して五〇%を超ゆる場合に五〇%の稅率である。超過收益額は十六階級に區別せられるが、其大體を例示すれば次の如くである。

超過收益額

正常收益額に對する超過額の百分率

一、〇〇〇ルーブル以下(稅率)	六%	一〇%	一四%	一八%	二二%	二六%	五〇%を超ゆるもの
五、〇〇〇ルーブル以下(同)	一二%	二六%	三〇%	三四%	三八%	四二%	
一〇、〇〇〇ルーブル以下(同)	三二%	三六%	四〇%	四四%	四八%	五〇%	
二〇、〇〇〇ルーブル以下(同)	三八%	四二%	四六%	五〇%	五〇%	五〇%	
二〇、〇〇〇ルーブルを超ゆるもの(同)	四〇%	四四%	四八%	五〇%	五〇%	五〇%	

加之、個人所得についても其收益が一定額(三三〇〇乃至二〇〇〇留にして各地方によつて異つて決定される)を超過する時は同じく此課稅がある。個人超過收益については千留より六千留を超ゆるものに至る五階級に區別し最低稅率二五%最高稅率は四〇%である。(Haensel: s. 121-3)

此超過收益稅の目的が、所得稅に於けるが如く又其と相並んで、都會に於ける大所得の重課によつて私的財産蓄積の制限にあることは明であらう。

**相続稅** 相続權は一九一八年に廢止せられたのであるが、新經濟政策後一九二二年十一月に到つて一萬留を限り相続が認められ二三年一月より總額一千留を超ゆる財産相続に一%乃至五〇%相続稅が課せられることになつた。しかし相続稅の重要性は一九二六年三月、相続金額についての一切の制限が廢止せられてからのことである。即ち其に伴つて相続稅法の改正の必要が生じ、相続金額千ルーブルを免稅點とし、課稅標準を八階級に區別する累進的遺產稅を施行することになつた。例へば次の如くである。

- 一 千ルーブルを超え二千ルーブルまでに對して一%の稅率。
  - 二 二千留を超え六千留までに對して、最初の二千留に二〇%留、殘餘部分に五%の稅率。
  - 三 一萬留を超え四萬留までに對して、最初の一萬留に五四〇%留、殘餘部分に十%の稅率。
  - 四 十萬留を超え二十萬留までに對し最初の十萬留に一八、五四〇%留、殘餘部分に四〇%の稅率。
  - 五 五十萬留を超ゆるものに對し、最初の五十萬留に二三八五四〇%留、殘餘部分に九〇%の稅率。
- (但し財産贈與はすべて相続稅の半額の課稅を受ける)

之に依て觀れば相続稅の目的は所得稅其他による生前の大所得に對する累進的重課と併せて全く大私有財産の相続による存續を抑制することを期して居ることは明である。此相続稅が實質的財産稅として世界最高度の累進課稅であると云へる。資本主義國財政に於ては、時に相続稅が不勞偶然なる財産取得に對する課稅であり乍ら、私的資



(第二表) 課税貨物の種類による分類 (単位百萬ルーブル)

種類	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
1 砂糖	五二・六	一一七・八	一七七・五	二四四・七	二四五・〇	
2 茶・コーヒー	一三・九	二二・〇	二二・七	三一・五	二九・五	
3 マツチ	九・四	一五・三	二一・一	二二・〇	二五・〇	
4 煙草	三八・八	八三・四	一二五・二	一五五・一	一六七・五	
5 香料化粧品					八・〇	
6 鹽	一五・四	一五・九	一七・六	一〇・〇	三・〇	
7 石燭油	一七・八	二四・一	三三・六	三五・七	四一・〇	
8 蠟燭	〇・八	一・五	一・八	二・六	二・六	
9 織物	二六・五	四六・一	七二・二	一〇〇・二	一〇九・〇	
10 ヲム靴	一・六	三・一	五・六	一六・一	二三・〇	
合計	二四〇・八	五〇七・八	八四一・五	一二〇一・九	一、三五〇・六	

(A) 大衆消費貨物

種類	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
1 食料品	八〇・九	一五五・七	二二七・八	二八六・二	二七七・五	
2 衣服	二八・一	四九・二	七七・八	一一六・三	一三二・〇	
3 燃料	二八・〇	四〇・九	五六・八	五九・三	六八・六	
合計	一三七・〇	二四五・八	三五二・一	四六一・八	四七八・一	

(B) 奢侈品

種類	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
1 酒精飲料	六五・〇	一七八・六	三六四・二	五八五・〇	六九七・〇	
2 煙草	三八・八	八三・四	一二五・二	一五五・一	一六七・五	
3 香水其他					八・〇	
合計	一〇三・八	二六二・〇	四八九・四	七四〇・一	八七二・五	
(A)(B)合計	二四〇・八	五〇七・八	八四一・五	一二〇一・九	一、三五〇・六	

即ち之によつて見れば一九二三年度に於ては大衆消費品による消費税が多くを占めたるにも拘らず、一九二七年に於ては至く其地位を轉じて、奢侈品課税が消費税収入の三分の二を占むるまでに到つて居る。斯くしてソヴェート國家經費のための収入調達を計ることを目的としつゝ、其負擔の分配に於て農村よりも都會に重く、生活必需品よりも奢侈品の消費者に遙かに重き負擔となることが消費税制度の一般的傾向と見ることが出来る。

而して一九二六年の各課税課物の小賣價格と物産稅率との割合を見れば其最高率はウオッカの消費税であつて、小賣價格の六九・一%に當る。最低率はビールの場合に二四・〇%燈火用石油の場合に二九・二%に當ると云ふ。斯くして若干の貨物につき物産稅は小賣價格騰貴の主要原因ではないまでも重要な要因となつて居つた。しかし一九二六年より後は次第に改善せられ物價引下政策と併せて幾分輕減せられたが、消費量の増加によつて消費税収入は増加して居る。

殊に一九二三年—二七年度の五ヶ年間に大衆消費貨物の生産はすべて二倍乃至三倍に増加して居るが此消費量の

増加は物産税が生産増加の大なる障害とはならなかつたことを示すものであると解せられる。(Soviet Policy, p. 190-194)

ソヴェート聯邦は嘗て禁酒國であつたが、一九二一年八月以來徐々に酒類ビール其他の販賣製造を許し一九二五年にはウオッカの販賣も許されることとなつた。之には農民の禁酒勵行の困難なること、國家の財政窮乏によるものであつた。ソヴェート政府は酒精獨占を行ひ其價格は政府によつて決定される。其獨占機關たる酒精專賣中央局 (Tsentrosplit) は多くの販賣機關をも有するが、消費税は引渡されたる酒精・ウオッカ及び他の製品の量に從つて支拂はれる。

其他の消費税課税方法については資本主義諸國に於て行はれるものと大差なく、ビール税が原料品課税である以外にはすべて製品課税であつた。他國の例にも存在する如く、例へば煙草について品質によつて六等級に分つて差別課税し其他砂糖、茶、石油製品等の品質によつて區別することも行はれる。しかし之等の課税方法に於てソヴェート税制が特に他國の税制に對して特徴を示すものはなかつたのである。

ソヴェート國家は外國貿易を獨占して居る。それも亦計畫經濟の一部を表現するものであるが、其によつて輸入を統制し輸入商品の價格は國內の社會化産業の發達に最も有利に決定しやうとする。其經濟的獨立のために國民經濟を工業化せんとすることにより、外國より生産手段の輸入を必要とするがまた其ために輸出をなすことが必要となるのである。ソヴェート對外經濟政策も亦他の一切の政策の場合と同じく社會主義建設の目的のために最善の

條件を得やうとして、獨占と關稅政策とによつて外國貿易を統制するのである。假令其關稅政策が他國と同じく保護關稅政策であつても其は社會化産業の保護であつて、他國に於ける保護關稅とは自から性質の相異を生ずるのである。

左に各種貨物の輸入總額に對する其關稅收入額の割合を示すことによつて關稅政策の一般的傾向が消費貨物に重く生産手段の輸入に軽く課税することにあつたことを示して居る。

然し其は工業化の發展の段階に從つて變化して行くものと考へねばならない。左表其一段階に於ける例證である。

輸入貨物の價額に對する關稅收入の割合(一九二六—七年)

1 個人的使用品	六三・八%
2 食料品	五四・八%
3 燃料品	三八・〇%
4 工業機械設備用品	三三・〇%
5 文化目的貨物	二八・三%
6 原料及半製原料品	二二・三%
7 運輸業原料及び製造品	一五・九%
8 農業原料及製造品	五・七%

(Soviet Policy in Public Finance, p. 218.)

ソヴェート租税政策概説

國家の經濟的活動と産業の復興の發展とは關稅政策に反映して居る、其經濟復興の初期にありては無稅或は極めて低率を以て輸入せらるゝ貨物が多く、例へば機械原料農具等は總て極めて低率を支拂つた。反之、後には財政的利害を重要視して低率關稅の大部分は廢止され、半製品及製造品機械の關稅が引上げられた。小工業の復興に續いて重工業復興が起り其ために再び製造品の關稅引上げを生ぜしめた。然し國家産業化の一般政策に従つて工業機械設備用品・原料等は既製品よりも比較的 low rate の課稅を受ける。國內生産の充分なる商品は國內價格と外國價格との差額に五〇%を加へたるものに等しき保護關稅をうけて居る。此種の關稅が全輸入品の殆ど半ばに適用される、農産物に對する保護關稅は大なる發達をなして居ない。すべての大衆消費貨物に對して純財政的關稅が課せられて居り、内外價格の大なる相異によつて生ずる一切の餘剩利益を捕捉するように賦課されて居る。

又若干の貨物について輸出關稅があるが其は(一) 就中ソヴェート聯邦が世界市場に於て準獨占を有する貨物(二) 外國價格の高きために輸出業者に多大の利益を生ぜしむるが如き貨物(三) 國內産業或は國家活動の他の部門に於て必要とし其故に輸出を防止することの望ましき貨物等に付いて課稅されるものである。(Soviet policy p. 221-2. p. 219)

しかしソヴェート聯邦に於ては對外經濟政策として、關稅政策は貿易獨占に對して寧ろ第二次的地位にあること認めねばならないのである。

六

既に本文冒頭に於て述べたる如くソヴェート財政はソヴェート計畫經濟の重要な一部分をなすものである。其社會主義建設の發展過程は國民所得の構成に於ける其社會化部分の擴大によりて示され得る。(左表參照)各種生産部門に於て殊に大工業の生産に於て社會化部分(國營工業と協同組工業)と個人經營部分との割合も亦著しく前者の擴大を示して居る。一九二八—一九二九年大工業生産の社會化部分九九・一%に對し個人經營部分〇・九%であつた。

註 第一表 國民所得と其社會化部分と私的部分との割合

國民所得(十億留)	國 家	協同組合	社會化部分	私的部分
一九二八年	二六・四	四三・九%	九・八%	五三・七%
一九二九年	二八・九	四八・二	一四・一	六二・三
一九三〇年	三三・四	五二・四	二一・三	七三・七
一九三一年	三七・九	五六・二	二五・五	八一・七

(Nagler; Die Finanzen und die Währung der Sowjetunion. S. 138. S. 140)

註 第二表 各社會階級に對する國民所得の分配

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
1 プロレタリア	三三・一	三四・六	三六・九	四五・五	四六・三
2 集合經營加入者	一・〇	二・四	一一・四	二一・五	二八・五
ソヴェート租稅政策概説					一九 (一四二二)



3	社會主義經濟部分	八・一	一〇・四	一一・四	一一・五	一三・五
4	個人農	四三・四	三九・三	三二・六	一七・八	六・八
5	富農	四・六	三・九	一一・二	〇・五	〇・一
6	都市の資本主義經濟部分	三・六	二・四	一・八	一・一	〇・八
7	其他の人民層	七・七	七・〇	四・七	二・一	四・二
		一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

(Finanzarchiv. Neue Folge. Band I. Heft 1. S. 137.)

租税は資本主義的手段であつて社會主義建設の完成されたる場合には廢止される筈のものである。ソヴェート政府の目的は「總ての租税を徐々に廢止し其等を經濟事業の收穫によつて置き代へることである」とさへ述べて居る。(グリニコ)従つてソヴェート聯邦に於ける租税制度は未だ廢止せられざるまでもソヴェート計畫經濟の發展につれて其性質を變化せざるを得ない。其最も明瞭なる表現が一九三〇年九月の税制改革である。

國民經濟五ヶ年計畫に於ける財政計畫に關してグリニコの曰く

「國民收入に對する財政計畫の關係の問題は特別な興味を持つてゐる。一九二七―二八年には國の全財政計畫は國民收入の約三八%しか動員しなかつた。五ヶ年計畫は、財政計畫が一九三二―三三年には國民收入の四八%を動員し、そして再配分すると云ふ想定から出發して居る。吾々は吾々が財政計畫といふ中に財政制度の全體を理解してゐるのだ(豫算、信用、經濟組織の蓄積、社會化されたる組織の手段等)といふことを強調する。然し一九二九―三〇年に於て既に財政計畫は總額三三八億留に達する全國民收入の五〇%を含んでゐる。換言すれば既に一九二九―三〇年に於てソヴェート同盟の財政體系

は全國民收入の五〇%を社會主義建設のために動員してゐるのである。この點に組織された計畫經濟の特長並びに五ヶ年計畫が提起した目的の實現のための固有の手段の高い蓄積率が示されて居るのである。

ソヴェートロシアの財政體系は、國家豫算を其主たる積杆としてゐた時代から益々離れてゆく。國家豫算の役割がそれ自體如何に大きなものであつても、國の財政體系の諸要素の一つに過ぎず、國民收入の再編制のための一つに過ぎない。注目すべきは、この五ヶ年間に統一的な財政計畫の總額の中、豫算體系が占むる割合が一九二七―二八年の五六・四%から一九三二―三三年の五三・四%に低下すること、及び經濟諸組織の固有の手段の占むる割合が一七・八%から二二・一%に増大することである。この理由からソヴェート、ロシアの財政の理論及び實踐は例外なく國の財政體系のすべての環を捉へてゐる統一的財政計畫に益々多くの注意を拂つてゐるのである。(グリニコ、高山洋吉譯五ヶ年計畫概論三六九―三七二頁參照)

而して財政計畫に關する著しき進歩を具體的に示すものは一九三〇年五月の單一財政計畫案の作成である。それは社會化經濟を基礎として其生産力増大によつてのみ可能であり、國民經濟計畫と國民生産に於ける社會化部分の發達を證明するものと云はれる。

單一財政計畫は聯邦國民經濟計畫の一部であつて其年度の投資、社會化經濟運輸資本増額及び文化行政國防に向けられる總ての資金を包括する。此財政計畫を嚴重に履行することなくしては、豫定されたる經濟計畫を國民經濟のすべての部門について實現すること不可能であると力説せられて居る。一九三二年度單一財政計畫は三二・九一八百萬ルーブルで國民所得の約三分の二を社會主義建設に充當し且つ分配する計畫であつた。更に一九三二年に於ては約四三〇億ルーブルであつて、國民所得四九二億ルーブルの八七・四一%に當つた。

單一財政計畫は豫算の部分と豫算外の部分(國民經濟部門の財政計畫、信用機關、國營保險、社會文化計畫の財政計畫等)とに分たれるのであるが、豫算殊に國家豫算は財政計畫に於ける最も重要な部分をなして居る。其收入の絶對的の大部分は國民所得の構成状態を反映して社會化部分より得られて居る。租稅收入は國家豫算の約五〇%を占めて居つて左表に示される如く其以前の年度に比して重要さを増しては居るが、之を以て決して同一の社會的經濟的意義を有する租稅と解すべきではない。

單一國家豫算に於ける租稅の地位

年 度	收入豫算總額	租稅收入額	百分率
一九二四―五	百萬ルーブル 二、八七六・	百萬ルーブル 一、三一七・	四五・八
一九二五―六	四、〇三九・	一、八八一・	四六・六
一九二六―七	五、〇〇二・	二、三三四・	四六・七
一九二七―八	六、〇八八・	二、八八〇・	四七・三
一九二八―九	七、七三二・	三、八二九・	四九・五
一九三〇	一一、六二一・	五、三七八・	四六・三
一九三一	一一、七七四・	一〇、八四三・	四九・八
一九三二	一七、五四二・	一六、七五四・	六〇・八

(Finanzarchiv, Neue Folge Band I. S. 135)

グリニコの財政演説を以て説明せしむれば、

一九三一年度に於ける三百十七億五千留の收入の財源は如何?この總額の内百三十三億は社會化經濟の基金となる。これは工業運輸協同組合企業の収益であり、その収益の資本蓄積換言すれば社會化經濟の資本蓄積である、即ち一九三一年度に於ける我國の收入總額の四二%は社會化經濟の蓄積となるのである。従つてこの收入に對する鍵は社會主義工業運輸商品取引機關等々の掌中にあるのである。

約百十一億留は租稅である。此内の九十三留は營業稅であり而もこの營業稅の根源は勿論社會化經濟部門である、従つて收入の部に於ける社會化部門の役割は再び増大するのである。

次に三十八億留は所得稅であるが、これに若し國民よりの直接稅を加算するとすれば所得稅の總額(この他には農業稅、都市及び農村の諸稅を含む)は五十七億留となる、而してこれには直接稅株式積立金貸付金返還公債貯蓄銀行の預金等々——(座席よりの際そうして自己金融資)——然りそれから自己金融資を含むものである。最後に保險機關の資金が二十五億留になつてゐる。

換言すれば約四二%は資本蓄積の形式で(収益及積立投資)社會化機關に賦課され(營業稅を含まず)約三五%は租稅に約一二%は國民の所得稅に而して約八%は保險機關の資金賦課とされてゐる。即ちこれが本年度單一財政計畫の收入の部の構成の一般特質である。

然らばこの收入の部の構成は何を意味してゐるか?この構成は第一に收入の部の構成に於ける社會化經濟部門の巨大なる役割、收入の部の優れた部分は我國の經濟の社會主義的部門の活動の結果であると云ふことを物語つてゐるのである。第二にこれらの數字は一九三一年度に於て社會主義建設の目的のために國民資源の總動員の一大プログラムが計畫されてゐることを明示してゐる。(サヴェート現勢資料一九三一年版八四―六頁)

## 註 一九三一年度聯邦單一國家豫算收入の部分(單位千留)

A 租税	
1 單一農業税	五〇〇,〇〇〇
2 取引税	九,三九三,〇〇〇
3 營業税	一八〇,〇〇〇
4 所得税	三〇〇,〇〇〇
5 超過收益税	一八,〇〇〇
6 關税	三〇〇,〇〇〇
7 諸税	二,〇〇〇
8 臨時文化税	一五〇,〇〇〇
合 計	一〇,八四三,〇〇〇
B 租税外收入	三,六七三,六一八
C 國債	一,七〇〇,〇〇〇
其他を含む收入合計	二一,七七四,〇一八

一九三〇年九月の税制改革は従來の租税制度に反して社會化部分に對する課税と私經濟的部分に對する課税とを區別して居る。社會化部分に對する課税は國庫に最も速かに又合理的方法に於て收入を齎らすを得ることを期待して居り、私經濟的部分に對する課税は政治的動機によつて左右せられて階級闘争の武器とせられて居る。私的企業は甚しく重税を課せられ、従來の不利なる状態の下に於ても殘存し得た事業すらも計畫的に潰滅せられることにな

る。(Dobbert. Red Economics. p. 153.)

社會化部分に課せられる租税は取引税と所得税とであつて、従來國營・協同組合企業は六十種に上る租税納付金を支拂つて居つたが、四十八種の租税を統一して取引税に整理し國營工業・協同組合工業が其商品について唯一回限り課税されることになつた。此取引税は租税收入の九〇%以上を占め一九三〇年の税制改革に於て最も重大なる意義を持つのであるが、ナグラは次の如く説明する。「この租税がソヴェート同盟の税制全體の中で演じて居ることも大きな役割は社會化された企業の側から豫算に對してなすべき支拂の單一化——一九三〇年九月に施行された——の結果であつて明瞭な例として計畫的に施行された社會主義經濟が無政府的社會主義經濟に對しても特徴を現はして居るのである……一九二九—三〇年の中頃には商品取引額中私的部分の占むる割合は減じて極く僅かになつた。大工業中の私的部分は全く除かれてしまつた。社會化されたソヴェート企業は同盟のための生産地域結合の原則に従つて組織されることによつて遙かに高度の組織形態に移つた。その個々の結合のすべてに於て企業の活動は計畫化と規整との對象となつた。生産の規模、生産費、生産物の販賣に於ける手續等——それ等すべては適時に國家強權によつて決定され始めた。この種の條件の下に於ては國家に對する分散的な支拂の體系は最早必要でないのみ有害にさへなつた。何となればそれは企業の計畫的な活動を妨げ企業の財政機構や管理機構の費用を高めたからである。此事こそ一九三〇年九月、社會化された企業によつて豫算に對してなされるべき支拂の大部分が單一の支拂——取引税——に合一された理由なのである」と(ソヴェート經濟及經濟政策原一輯六一、六二頁)。

に及ぶが、最も税率の低きは原始生産貨物(例、石炭等)及び生産用品(例、建築材料セメント等)で、一%乃至二%の税率である。次いで原始生産用の機械器具等(例、トラクター、機關車車輛、機械)であつて、高率の課税は砂糖に四八%香水に七〇%、最高税率は酒精飲料に八八・四%である。従来取引税を課税せられなかつた貨物にも課税して國民經濟計畫遂行のために益々増加し行く國家經費を支辨しやうとして居る。之等の取引税は其商品の價格に加へられて消費者に轉嫁するのである。社會化事業に課せられる所得税は其純利潤の二割である。社會化部分に對して取引税と共に國家豫算に引渡さるべき利潤控除が行はれることになつた。

私經濟的部分に對する課税としては、營業税と所得税と、特別目的税として文化建設税がある。營業税は小營業者に對する一定金額の課税と、私的事業の取引高に對する課税とを含む。此取引課税は社會化部分に對する取引税の如く或一定貨物については一回限りの課税に限ると云ふことがない。従來の營業(取引)税が企業の種類を十六に區別したるものを四種に改め、税率は四%より四五%に亘る。最低税率は原料品・建築材料、燃料に關するもの、最高税率は酒類・煙草・香料等其他に關する營業取引に課せられ、場合によつては財政人民委員會は五〇%まで引上げる權利がある。之等の諸點を觀ても殊に一回限りの課税を受ける社會化産業が遙かに取引税を輕課されることとなる。所得税は、所得の種類を勞働者・使用人の所得其他の三種に分つて、課税所得の階級を十七階級として累進課税すること其根本に於て従來の制度と大差ないと考へられる。

文化建設税は集合農場(コルホズ)國營農場(ソウホズ)、トラクター・ステーションの建設、兒童就學其他都會の文

化建設の目的のための課税であつて、其収入は全部地方豫算に交附せられる。此租税は農村に對する課税と都會人に對する課税とを區別し、農村人民については其月收入額を六階級に區別して更に勞働者・使用人・組合加入の手工業者か否かによつて差別課税する。都會人についても賃銀勞働者より商工業營業主・不勞所得者に到る五階級に區別して、更に其月收入額を十階級として差別課税し、最高税率は商工業營業主・不勞所得者にして月收入額五〇〇ルーブルを越ゆるものに月收入額の一六五%の課税がある。更に村の文化建設のための課税があつて、(a)社會化源泉外より収入を得る集合經營農、(b)獨立農、(c)農業經營を行はずして農村に住居するものに區別して課税する。殊に農業に關せざる不勞所得者に就ては、農業税と同額を徴收せられる。(Finanzarchiv, 1932. S. 141-52)

一九三一年三月の單一農業税法はソヴェート經濟の社會化部分と私經濟部分とに適用される租税にして殊に著しくソヴェート租税政策の特徴を示すものである。

此農業税は(a)集合經營農業 (b)共營農の非社會經濟部分 (c)獨立農業經營者に課税される。(a)の總収入にコムムーナ、アルテリについては三%、協同耕作組合については四%(b)については収入五〇留について四%より、収入七〇〇留を越ゆるものに三〇%の税率まで九階級の累進税率がある。(c)の單獨勞働農については課税額二五留に四%より六〇〇留を越ゆるものに三〇%に到る九階級の累進税率が適用され、之等が農業税の標準税率である。

然るに富農經營については其収入に從て個人的手續によつて定め標準税率によらない。富農たることの特徴は地

方の事情に従て自治共和国人民委員会、地方・州執行委員会が決定する。富農に對する農業税率は一世帯收入五〇〇留に二〇%を最低とし、六〇〇〇留を超えるものに七〇%を最高とする累進課税である。此農業税を課せられる富農は全く何等の課税有恩を享けることなく、農業税と共に營業税の課税をも受けるのであるから、此等の諸點に現はれたる租税政策の目的が、富農を崩潰せしめ、社會主義的農業の建設促進にあることを知るのである。

註 農業税法に關してはソヴェート聯邦事情、第二卷第六號、第三卷第七號參照

以上論述したる所によつて一九三〇年以後のソヴェート租税政策は、殊に社會化部分に對する取引税と、新單一農業税とに其特徴を明示して居るが、いづれもソヴェート經濟に於ける社會化部分の擴大・私經濟的部分の縮少を反映し、其に根因を有するのである。所謂經濟復興期に於て未だソヴェート經濟に資本主義的部分の有力なりし時代に採用せられたる租税政策は斯る經濟事情の變化に伴つて其資本主義的手段としての職能を變じて來た。社會化部分より支拂はれたる取引税収入は經費として再び社會主義的産業に還流する。其他の租税も亦収入の目的よりもむしろ資本主義的部分を崩潰せしめやうとする直接の手段となつて居る。形態は租税と稱しても資本主義諸國に於ける租税とは其目的及び作用に於て全く異なるものである。嘗てはソヴェート租税制度は資本主義諸國のものと同類似し、其収入が社會主義建設の經費に充當せられることを以て其主たる相異となした。然るに今はソヴェート聯邦財政は、其經費に於ては元より、其租税制度に於ても資本主義的性質が殆ど失はれつゝあると解釋せねばならないのである。

本文記述に際して參考したる書名を一々記載せざる場合あるを以て左に參照したる主なる書名を記す。

P. Haensel; Das Steuersystem Sowjetrusslands. 1926.

” ; Die Finanz- und Steuerverfassung der Union der Sozialistischen Sowjet-Republiken. 1928.

Dobbert und Witt: Einheitliche Staatsbudget. 1930.

Dobbert: Red Economics. 1932.

” ; Die Grundzüge der neuen Steuerverfassung der VdSSR. (Finanzarchiv. Neue Folge. 1932)

Sokolnikov and Associates: Soviet Policy in Public Finance. 1931.

Nagler: Die Finanzen und die Währung der Sowjetunion. 1932.

Yurovsky: Currency Problems and Policy of the Soviet Union.

アイヘンブルッド著 ソヴェートロシアの經濟及經濟政策(村井賢一郎譯)

ポロツク著 ソヴェート聯邦計劃經濟史論(森谷克己譯)

グリンコ著 五ヶ年計劃概論(高山洋吉譯)

産業労働調査所譯編 サヴェート經濟及び經濟政策、第一輯、第二輯

經濟批判會譯編 ソヴェート同盟計畫經濟

東亞經濟調查局經濟資料、勞農聯邦の財政政策、昭和五年

露西亞事情調査會、ソヴェート聯邦年鑑、1931年版

滿鐵、經濟調査會、ソヴェート聯邦事情

露西亞通信社、サヴェート現勢資料